

新ごみ処理施設建設にかかる生活環境影響調査の実施について

新ごみ処理施設の建設計画を進めるにあたり、今年度より始める生活環境影響調査の実施要領について報告いたします。

1 実施目的

新ごみ処理施設の建設にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、建設の計画段階において、生活環境影響調査を実施することが義務付けられています。本調査は、新ごみ処理施設の稼働による地域の生活環境への影響を事前に調査し、その結果に基づいて、今後のより良い施設計画を作り上げていくことを目的として実施いたします。

2 調査内容

本調査では、現在の環境を把握するため、建設予定地の周辺において現地調査を実施し、更に、新ごみ処理施設の稼働によって生じる実際の生活環境への影響について予測・評価を行います。

なお、より安全側で影響を予測するため、新ごみ処理施設の稼働によって生じる影響は、想定される最も高い条件を設定いたします。

(1) 調査項目

新ごみ処理施設の稼働あるいは廃棄物の搬入車両による影響をみるため、大気、騒音、振動及び悪臭について調査いたします。また、影響の予測・評価に必要な要素として、気象や交通量の調査を併せて実施いたします。

大 気	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、粉じん
騒 音	施設からの騒音、道路騒音
振 動	施設からの振動、道路振動
悪 臭	悪臭防止法で規定される特定悪臭物質（22 物質）及び臭気指数
気 象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量
交通量	道路交通量

(2) 調査地点、調査頻度及び調査方法

新ごみ処理施設の稼働の影響が予想される地域において調査地点を設定し、環境省の指針で示された方法により調査を実施いたします。

項 目	頻 度	方 法
大 気	4 季毎	現地にて大気試料を採取し、分析機器等により濃度を測定する。
騒 音	年 1 回	現地にて騒音計により測定する。
振 動	年 1 回	現地にて振動計により測定する。
悪 臭	年 1 回	現地にて臭気試料を捕集し、分析機器・嗅覚法により測定する。
気 象	通 年	建設予定地にて気象測器を設置して観測する。
交通量	年 1 回	現地にて作業員による車両台数の計測を行う。

3 住民説明等

現地調査実施前には、環境保全協定を締結している周辺自治会を基本として説明会を開催し、調査項目・地点等についてご理解を得たうえで、調査計画を決定し調査を開始いたします。

また、調査実施後においては、生活環境影響調査結果書の告示・縦覧を行います。

説明会の実施対象自治会	
明石市	松陰自治会、高丘連合自治会、中の番自治会
神戸市	平野町印路自治会、岩岡町印路自治会、 岩岡町赤坂自治会、岩岡町天ヶ岡自治会

4 実施スケジュール（予定）

内 容	平成 30 年度						平成 31 年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
住 民 説 明 会	■																	
調 査 計 画 書 作 成		■																
現 地 調 査 (冬 季)			■	■	■													
現 地 調 査 (春 季)						■	■	■										
現 地 調 査 (夏 季)									■	■	■							
現 地 調 査 (秋 季)												■	■	■				
結 果 と り ま と め															■	■		
結 果 書 の 告 示 ・ 縦 覧																	■	